
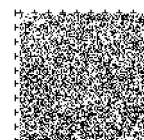


制 度 名	内 容		
地域生活支援 事業	訪問入浴	<p>自宅で入浴が困難な重度の障害を有する方に対し、移動入浴車を派遣します。</p>	<p>身体障害1～2級（下肢障害・体幹機能障害）の方で、医師が入浴を認めた方</p>
	<p>※ 障害者総合支援法に伴う同種の事業が優先となります。 （行動援護・同行援護と移動支援、居宅介護と生活サポート）</p>		
	事 業	内容及び対象者	対 象 者
	手話通訳者 設置	<p>北名古屋市役所東庁舎2階の社会福祉課に手話通訳者を設置し、障害を有する方とその他の方の意思疎通の仲介を行います。</p>	<p>聴覚、音声機能、言語機能に障害のある方、聴覚、音声機能、言語機能に障害のある方とコミュニケーションが必要な方</p>
	手話通訳者・ 要約筆記者等 派遣	<p>聴覚・音声機能・言語機能の障害を有する方に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣申込 派遣日の10日前までにメールアドレス commu@city.kitanagoya.lg.jp Fax 24-0003 	 <p>(2次元コード：メールアドレス)</p>
日常生活用具 給付等	<p>身体・知的・精神に障害を有する方や難病の方に、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付します。</p> <p><用具の種類> 特殊寝台・入浴補助用具・特殊便器・ストーマ用装具・紙おむつなど</p> <p>※日常生活用具の種類により、対象者が異なります。</p> <p>※用具ごとに、基準額及び耐用年数があります。</p>	<p>身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方又は難病の方</p>	
職親委託制度	<p>生活指導及び技能習得訓練等により、知的に障害を有する方の雇用促進と職場定着を高めるため、事業経営者等を職親として登録し、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。</p>	<p>知的障害を有する方</p>	



制 度 名	内 容
-------	-----

地域生活支援 事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e0; color: white;">事 業</th> <th style="background-color: #00a0e0; color: white;">内容及び対象者</th> <th style="background-color: #00a0e0; color: white;">手続きに必要なもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #e0f0ff; text-align: center; vertical-align: middle;"> 自動車 改造助成 </td> <td> <p>重度の身体障害を有する方が就労等のために改造する場合又は重度の身体障害を有する方を介助する者が、重度の身体障害を有する方の外出を容易にするために自動車を改造する場合、その経費の一部を助成します。</p> <p><助成額> 90,000円以内 ※一人につき自動車一台分を限度とする</p> <p><対象者> ・ <u>障害者自らが運転する自動車を改造する場合</u> ①～③のすべてに該当する方 ①本市に居住し、住民票があり身体障害者手帳の障害区分が、上肢、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のある方 ②道路交通法第91条に規定する「免許の条件」を付された方 ③就労・通院・通学等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方又は座席の昇降、移乗、車椅子の固定に要する装置の改造が必要な方 ・ <u>障害者と同一世帯の介護者が運転する自動車を改造する場合</u> ①～②のすべてに該当する方 ①下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害がある身体障害者で、その等級が1級又は2級のものであって、在宅で生活する同一世帯の介護者 ②前記の障害者又は同一世帯の介護者が所有し、介護者が運転する自動車で、当該障害者の移動のために座席の昇降、移乗、固定に要する装置の改造が必要な方</p> <p>※再度申請する場合は、前回の申請から5年を経過していることが要件となります。</p> </td> <td> <p>改造前又は購入前に助成の申請が必要です。 ※必要書類 ・ 重度身体障害者用自動車改造費助成申請書 ・ 改造の箇所及び経費を明らかにする見積書（改造自動車を購入する場合には、標準仕様の自動車車両価格との差額を明らかにする見積書） ・ 改造又は購入する自動車を所有する者の自動車運転免許証の写し（本人運転の場合は、運転免許の取得に際し付された条件が確認できるもの） ・ 所有者が分かるもの（自動車検査証の写し又は購入の場合は契約書等） ・ 身体障害者手帳</p> <p>改造完了後又は購入後に請求の手続きが必要です。 ※必要書類 (1)重度身体障害者用自動車改造費助成請求書 (2)自動車検査証の写し（申請時に提出した自動車検査証に変更がない場合は不要） (3)改造代金の領収書 (4)改造前・後の写真（改造箇所のわかるもの） ※自動車を購入する場合には、改造前の写真は不要 (5)対象者の預金通帳</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事 業	内容及び対象者	手続きに必要なもの	自動車 改造助成	<p>重度の身体障害を有する方が就労等のために改造する場合又は重度の身体障害を有する方を介助する者が、重度の身体障害を有する方の外出を容易にするために自動車を改造する場合、その経費の一部を助成します。</p> <p><助成額> 90,000円以内 ※一人につき自動車一台分を限度とする</p> <p><対象者> ・ <u>障害者自らが運転する自動車を改造する場合</u> ①～③のすべてに該当する方 ①本市に居住し、住民票があり身体障害者手帳の障害区分が、上肢、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のある方 ②道路交通法第91条に規定する「免許の条件」を付された方 ③就労・通院・通学等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方又は座席の昇降、移乗、車椅子の固定に要する装置の改造が必要な方 ・ <u>障害者と同一世帯の介護者が運転する自動車を改造する場合</u> ①～②のすべてに該当する方 ①下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害がある身体障害者で、その等級が1級又は2級のものであって、在宅で生活する同一世帯の介護者 ②前記の障害者又は同一世帯の介護者が所有し、介護者が運転する自動車で、当該障害者の移動のために座席の昇降、移乗、固定に要する装置の改造が必要な方</p> <p>※再度申請する場合は、前回の申請から5年を経過していることが要件となります。</p>	<p>改造前又は購入前に助成の申請が必要です。 ※必要書類 ・ 重度身体障害者用自動車改造費助成申請書 ・ 改造の箇所及び経費を明らかにする見積書（改造自動車を購入する場合には、標準仕様の自動車車両価格との差額を明らかにする見積書） ・ 改造又は購入する自動車を所有する者の自動車運転免許証の写し（本人運転の場合は、運転免許の取得に際し付された条件が確認できるもの） ・ 所有者が分かるもの（自動車検査証の写し又は購入の場合は契約書等） ・ 身体障害者手帳</p> <p>改造完了後又は購入後に請求の手続きが必要です。 ※必要書類 (1)重度身体障害者用自動車改造費助成請求書 (2)自動車検査証の写し（申請時に提出した自動車検査証に変更がない場合は不要） (3)改造代金の領収書 (4)改造前・後の写真（改造箇所のわかるもの） ※自動車を購入する場合には、改造前の写真は不要 (5)対象者の預金通帳</p>
	事 業	内容及び対象者	手続きに必要なもの				
自動車 改造助成	<p>重度の身体障害を有する方が就労等のために改造する場合又は重度の身体障害を有する方を介助する者が、重度の身体障害を有する方の外出を容易にするために自動車を改造する場合、その経費の一部を助成します。</p> <p><助成額> 90,000円以内 ※一人につき自動車一台分を限度とする</p> <p><対象者> ・ <u>障害者自らが運転する自動車を改造する場合</u> ①～③のすべてに該当する方 ①本市に居住し、住民票があり身体障害者手帳の障害区分が、上肢、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のある方 ②道路交通法第91条に規定する「免許の条件」を付された方 ③就労・通院・通学等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方又は座席の昇降、移乗、車椅子の固定に要する装置の改造が必要な方 ・ <u>障害者と同一世帯の介護者が運転する自動車を改造する場合</u> ①～②のすべてに該当する方 ①下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害がある身体障害者で、その等級が1級又は2級のものであって、在宅で生活する同一世帯の介護者 ②前記の障害者又は同一世帯の介護者が所有し、介護者が運転する自動車で、当該障害者の移動のために座席の昇降、移乗、固定に要する装置の改造が必要な方</p> <p>※再度申請する場合は、前回の申請から5年を経過していることが要件となります。</p>	<p>改造前又は購入前に助成の申請が必要です。 ※必要書類 ・ 重度身体障害者用自動車改造費助成申請書 ・ 改造の箇所及び経費を明らかにする見積書（改造自動車を購入する場合には、標準仕様の自動車車両価格との差額を明らかにする見積書） ・ 改造又は購入する自動車を所有する者の自動車運転免許証の写し（本人運転の場合は、運転免許の取得に際し付された条件が確認できるもの） ・ 所有者が分かるもの（自動車検査証の写し又は購入の場合は契約書等） ・ 身体障害者手帳</p> <p>改造完了後又は購入後に請求の手続きが必要です。 ※必要書類 (1)重度身体障害者用自動車改造費助成請求書 (2)自動車検査証の写し（申請時に提出した自動車検査証に変更がない場合は不要） (3)改造代金の領収書 (4)改造前・後の写真（改造箇所のわかるもの） ※自動車を購入する場合には、改造前の写真は不要 (5)対象者の預金通帳</p>					

